

告 示

埼玉県選管告示第七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十年二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人春栄会 特別養護老人ホーム おおまし	埼玉県春日部市下大増新田七 十八番地一
老人ホーム	社会福祉法人みゆき会 特別養護老人ホーム さつての里（ユニット型）	埼玉県幸手市大字松石字西六 番一
老人ホーム	社会福祉法人みゆき会 特別養護老人ホーム さつての里（従来型）	埼玉県幸手市大字松石字西六 番一